

熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務委託

(2) 業務目的

令和10年度に契約期間が終了する熊本市東部浄化センター、南部浄化センターと西部浄化センターの包括的民間委託の次期契約に向け、市全域の施設管理手法を見直すとともに、ウォーターPPPをはじめとする官民連携事業の導入可能性を調査し、次期事業手法（案）を作成する。併せて今後20年程度の下水道施設管理及び下水道事業運営の最適化に向けた熊本市型の維持管理体制・手法（官民連携）のロードマップ（案）を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

「熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務委託 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）による内容を含むものとする。

(4) 履行場所

熊本市内一円

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月26日（木）まで

(6) 提案上限額

26,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(7) 業者選定の方法

この案件は、公募型プロポーザル方式によることとし、3の参加資格に記載する要件に該当するか否かの確認を行った後、参加資格があると認められた者からの企画提案を受け付けし、別に定める「熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務契約候補者選定委員会」によって提案内容を審査し、契約候補者の決定を行う。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局維持管理部水道維持課

電話：096-381-5610（直通）

ファックス：096-381-5612

メールアドレス：suidouiji@city.kumamoto.lg.jp

3. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条の参加資格者名簿に登録されている者であること、さらに、業種として第1分類「調査」業務での登録をしていること。又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第10条に規定する有資格業者名簿のうち、業種分類「コンサル」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）及び熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。また、熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 国又は地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人から直接受注し、平成27年度（2015年度）以降に履行が完了した、下水道、上水道もしくは工業用水道事業、いずれかの施設管理、運営を含む官民連携事業の導入に関するアドバイザー業務の実績を有すること。アドバイザー業務には、①マーケットサウンディング（調査手法は問わない）及び②VFM試算を含むものとする。

なお、①、②の要件を2案件で充足することも認める。

- (10) 本件プロポーザルに共同企業体として参加表明書を提出した場合、その構成員は単

体として、参加表明書を提出することはできない。また、企業体の構成員は当該業務に関して複数の共同企業体の構成員となることもできない。本件プロポーザルに共同企業体として参加する場合は、業務を担当する構成員も併せて（１）から（８）までの要件を満たす者であること。なお、参加にあたっては構成員の中から（９）の要件である①又は②のいずれかの実績を満たす者を代表構成員とすること。

- （１１） 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて（５）の要件を満たす者であること。

４．申請手続等

- （１） 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び提出方法

令和７年（２０２５年）４月２４日（木）から令和７年（２０２５年）５月２日（金）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は２の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内にダウンロードできる。なお、基本仕様書等は、２の担当部局で閲覧に供する。

- （２） 参加表明書等の提出方法

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

（ア） 参加表明書（様式第１号）

（イ） 参加資格審査調書（様式第２－１号）

※共同企業体結成状況調書（様式第２－２号は、共同企業体で参加する場合のみ）

（ウ） 業務実績書（様式第３号）

業務実績については、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。

（エ） 業務実績を証する資料

３（９）の実績が確認できる資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス」「測量調査設計業務実績情報システム」（以下「TECRIS」

という。)に登録されている業務については、登録データ(完了時業務カルテ)を提出すること。なお、これだけでは3(9)の要件を満たすことが判断できない場合、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で補完すること。

TECRISに登録されていない業務については、履行証明書(本市発注の場合は契約書の写しでもよい。また、共同企業体の場合は協定書の写しを含む。)及び同種業務等の実績を有することが判断できる図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等の資料を提出すること。

(オ) 水道料金等滞納有無調査承諾書(様式第4号)

共同企業体で参加する場合は、代表構成員については、ア(ア)～(オ)を提出すること。また、代表者以外の構成員のうち、3(9)の要件を満たす構成員については、ア(イ)～(オ)、それ以外の構成員については、ア(イ)及び(オ)を提出すること。

イ 提出期限

令和7年(2025年)5月2日(金)午後5時まで

郵送する場合は、令和7年(2025年)5月2日(金)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者(熊本市上下水道局維持管理部水道維持課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時時点で記載すること。

(イ) ア(ウ)及び(エ)の書類が添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。また、提出された書類では、業務実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書(様式第2-1号)中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(11)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については書面により通知する。

5. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6. 説明会

説明会は実施しない。

7. 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第5号）を持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）4月24日（木）から令和7年（2025年）5月19日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）5月22日（木）までに開始し、令和7年（2025年）5月27日（火）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8. プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。再公告を行ってもなお、参加する者が1者であった場合には、プロポーザルを行うものとする。

9. 企画提案書等

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 企画提案書提出書（様式第6号）：1部

イ 企業の業務実績書（様式第7号）：1部

ウ 配置技術者の業務実績書（様式第8-1～3号）：1部

エ 業務の実施体制（様式第9号）：1部

オ 企画提案書（A4版、様式自由）：

正本 1部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの。）

副本 6部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと（押印不要）。）

なお、4（3）の通知に記載する呼称を使用すること。

企画提案書の内容は以下の通りとする。

記載事項		内容に関する注意事項	主な審査項目 (別表、参照)
1	企画提案概要	本業務の背景や目的を明記の上、企画提案書の概要について記載。	実施方針
2	実施方針	受託した際の実施手順や、履行体制工程、工程管理方法などを記載。	
3	特定テーマ1	特定テーマ1について記載	特定テーマ
4	特定テーマ2	特定テーマ2について記載	

カ 参考見積書及び内訳書（様式自由）

※参考見積金額が1（6）の提案上限額を超える場合、提案は無効とする。

正本 1部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの。）

副本 6部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと（押印不要）。）

なお、4（3）の通知に記載する呼称を使用すること

キ 作成上の注意

企画提案書は10ページ（表紙、目次除く）までとし、A4版左とじ・横書き・片面とする。文字の大きさは12ポイント以上とする。用紙サイズについては、A4版での記載が困難である部分についてはA3版の使用を可とし、A3判1枚につきA4版2枚分と換算する。それ以外の規格については認めない。

ク 電子データ 1部

ア～オのPDFデータ（CD-ROM又はDVD-ROMによること）を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）5月27日（火） 午後5時（必着）

郵送する場合は、令和7年（2025年）5月27日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水道維持課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「企画提案書等在中」を明記すること。

10. 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年（2025年）6月上旬 ※日時は別途指示するもの。

(2) 実施場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局別館 3階大会議室

(3) 所要時間

ア プレゼンテーション 30分間（予定）

イ ヒアリング 30分間（予定）

(4) 企画提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、別表「熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務委託 企画提案書等審査基準」に示す審査項目について実施するものとする。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに際して、追加資料は受理しない。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は配置予定の管理技術者とするが、補助として担当技術者1名の出席を認める。なお、参加時には本人であることを確認できる写真付きの身分証明書を提示すること。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席又は遅刻した場合は、当該プロポーザルへの参加は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等管理者がやむを得ないと認める理由により欠席又は遅刻した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション及びヒアリングを実施できるときは、再度管理者が指示した日時においてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション及びヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者の実施方針項目及び特定テーマ項目については、全て0点として取り扱うものとする。

(8) 留意事項

ア プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

イ プレゼンテーションの際、パソコンなど機器の使用を認めるが、準備等はプロポーザル

参加者が行うこと。ただし、用いる資料は9（1）の提出資料とする。（スクリーン、大型モニター、プロジェクター等については実施場所のものを使用することも可とする。）

1 1. 審査の方法等

（1）審査の主体

別に定める「熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務契約候補者選定委員会」において行う。

（2）審査の基準

別表「熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務委託 企画提案書等審査基準」によるものとする。

（3）審査の方法

企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを基に評価、採点し、選定委員の合計評価点が最も高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員の議決により決定する。なお、選定委員の合計評価点が満点の6割に満たない場合は、本市が要求する水準に満たないものとして選定しない。プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。

1 2. プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、次の事項について担当課での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

- （1）提案者の商号または名称（ただし、提案者が2者だった場合は、契約候補者の商号または名称のみ）
- （2）提案者（契約候補者のみ商号または名称を表示）の評価点

1 3. 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- （1）契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- （2）管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4. 契約の締結

- （1）本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の企画提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、上下水道局にて決定するものとする。この場合において、企画提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めない

ものとする。ただし、本市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして上下水道局が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても14(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で上下水道局と契約を締結するものとする。

15. その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程(平成24年上下水道局規程第8号)第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等や企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認

めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

ケ 参加手続きを行った後、都合により技術提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第 10 号）を提出すること。

（５）参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者に対して参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知に理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

（６）契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が３に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

（７）申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

（８）管理技術者及び担当技術者の確認等

ア 申請書等又は企画提案書等に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の管理技術者及び担当技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

（９）企画提案時に提出された参考見積金額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。

（１０）基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者と熊本市上下水道局の協議により決定する。

（１１）当該業務委託の受託者及び再委託を受けたものは、当該業務委託で検討された次期事業手法(案)の官民連携事業に係る民間事業者の選定に参加しようとする参加企業、参加企業グループの一員又は協力会社となることはできない。また、本業務の受託者及び再委託を受けたものと資本及び人事面等において、関連を有すると認められるものについても同様とする。

16. プロポーザルに係るスケジュール

- (1) 公示、ホームページ公開、関係書類等の配布

令和7年(2025年) 4月24日(木)

- (2) 参加表明書等提出期限

令和7年(2025年) 5月2日(金)

- (3) 企画提案書等提出期限

令和7年(2025年) 5月27日(火)

- (4) プレゼンテーション及びヒアリング、委託候補者選定委員会による審査

令和7年(2025年) 6月上旬頃

別紙. 特定テーマ

下水道施設の施設維持については、直営方式から、包括的民間委託やコンセッション方式といった官民連携手法まで多様な手法・方式が存在する。事業範囲の考え方についても、処理施設・管路施設などの施設の種類や処理区、行政区などの区域の設定、また維持管理から更新工事といった対象とする業務、そして、それらの組み合わせがある。加えて、事業者の在り方についても、共同企業体や特別目的会社などの民間事業者、出資会社などのいわゆる第3セクターなどと、さまざまである。

この中から、手法・方式、事業範囲、事業者形態を選定、検討していくには、効率性やコストメリット、施設運用の安定性、他方民間事業者側のサウンディングなどといった要素・要因等が考えられる。

本市ではこの委託において、将来的に理想とすべき熊本市型の維持管理体制の構想を練り、次期（令和11年度）段階での最適な手法・方式を選定していくこととしている。

については今回、公募型プロポーザルでは、以下の2点について、基本仕様書、本市の示す参考キーワードや参考資料に適宜言及しながら、提案者の独自の視点を追加し、提案を行ってください。

【テーマ1】本検討業務に必要な要素、要因、指標は何か、また受託した際にそれらをどのように調査・分析するか提案してください。

（参考キーワード）

- ・施設状況
- ・財政状況
- ・執行体制
- ・地域特性
- ・民間意向

【テーマ2】次期手法の①事業手法・方式の選定、②事業範囲の設定、③事業者の在り方、それぞれにおける着眼点や将来への展開に触れつつ、テーマ1で挙げた要素等を踏まえた検討プロセスを提案してください。

（参考キーワード）

- ・下水道サービス
- ・直営技術
- ・リスク分担
- ・事業規模
- ・企業、人材育成
- ・地域貢献
- ・VFM
- ・透明性、公平性
- ・合意形成、意見収集

《参考資料のリンク先》

- ・ 経営情報 | カテゴリー | 熊本市上下水道局 (kumamoto-waterworks.jp)

https://www.kumamoto-waterworks.jp/article_cat/management/

(熊本市上下水道事業経営戦略、熊本市上下水道事業年報 など)

- ・ 行政情報 / 熊本市ホームページ (city.kumamoto.jp)

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/list.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=6

(熊本市第 8 次総合計画、熊本市立地適正化計画、熊本市人口ビジョン、データで考える熊本市の都市政策 2023 など)

- ・ 熊本市公共下水道事業計画

[https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-](https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-content/uploads/2024/04/c34cd8e15cb258cfd483c66dd3300b84.pdf)

[content/uploads/2024/04/c34cd8e15cb258cfd483c66dd3300b84.pdf](https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-content/uploads/2024/04/c34cd8e15cb258cfd483c66dd3300b84.pdf)

- ・ 熊本市富合公共下水道事業計画

[https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-](https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-content/uploads/2024/04/18c5baf5d6de3122d1cf827fcf4ea91e.pdf)

[content/uploads/2024/04/18c5baf5d6de3122d1cf827fcf4ea91e.pdf](https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-content/uploads/2024/04/18c5baf5d6de3122d1cf827fcf4ea91e.pdf)

- ・ 熊本市熊本北部流域関連公共下水道事業計画

[https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-](https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-content/uploads/2024/04/ccec1695d91eacec46ee482838a104a2.pdf)

[content/uploads/2024/04/ccec1695d91eacec46ee482838a104a2.pdf](https://www.kumamoto-waterworks.jp/wp-content/uploads/2024/04/ccec1695d91eacec46ee482838a104a2.pdf)

別表. 熊本市下水道施設管理における官民連携手法検討業務委託 企画提案書等審査基準

審査項目		審査基準	配点
業務実績 (30点) (発注者名、契約期間、業務名、業務内容等を示すこと。)	(1) 企業の実績	国又は地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人から直接受注し、平成 27 年度（2015 年度）以降に履行が完了した以下、①、②の実績があるか。 ①官民連携事業の導入支援に対する実績	10 点
	(2) 管理技術者の実績	下水道、上水道、工業用水道、いずれかの施設管理・運営を含む官民連携事業の導入に関するアドバイザー業務※ 1 ②下水道、上水道、工業用水道、いずれかの公営企業の経営支援に対する実績 経営戦略、経営管理計画、アセットマネジメント、財政計画の検討・支援業務 なお、以下により詳細に審査する。	10 点
	(3) 担当技術者の実績 (対象 2 名まで)	(ア) ①について、対象事業がコンセッション方式であれば高く評価 (イ) ①、②について、下水道事業に係るものであれば高く評価 なお、①業務について、（ア）、（イ）の要件を 2 案件で充足することも認める。	10 点
実施方針 (20 点)	(4) 業務理解度	本業務の背景・課題及び目的等を十分に理解し、業務の実施内容が明確かつ具体的に提案されているか。	10 点
	(5) 実施手順・履行体制・工程管理	業務量を的確に把握しており、実施手順、工程が本市及び事業者にとって無理なく遂行できるスケジュールとなっており、相応の履行体制となっているか。	10 点
特定テーマ ※ 2 1～2 (50 点)	(6) 的確性	必要な要素が盛り込まれているか。	各 10 点
	(7) 実現性	根拠や説得力はあるか。	各 10 点
	(8) 整合性	全体を通して提案に整合性があり、論理的か。	10 点

※ 1 マーケットサウンディング（調査方法は問わない）及び VFM 試算が含まれるものとする。

※ 2 (6)、(7) はテーマごとに、(8) は各テーマを通して審査する。